

## 【資料編】

# 都条例におけるレジオネラ症防止対策に関する基準の概要

## ＜公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 (抄)・公衆浴場法施行細則(抄)＞

### ● 構造設備基準【条例第3条第1項第31号】

- ろ過器等<sup>\*1</sup>を使用して浴槽を循環させる場合
  - ・ ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること
  - ・ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること  
(これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること)
  - ・ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること
  - ・ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること
  - ・ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること

### ● 維持管理基準【条例第3条第1項】

- 浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には清浄な湯水を十分に補給する
- 浴槽水は、1日1回以上換水する
- 施設の清潔保持、毎日1回以上掃除又は洗浄する
- 温泉を貯留する貯湯槽を使用するときの措置
- 貯湯槽内部の汚れ等の状況を随時点検し、定期的に清掃及び消毒を行う（1年に1回以上）【施行細則第7条】
- 貯湯槽内の湯を60℃以上に保持（これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行う）
- ろ過器等<sup>\*1</sup>を使用して浴槽水を循環させるときの措置 【施行細則第8条】
  - ・ ろ過器は定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行う（1週間に1回以上）
  - ・ 浴槽水を循環させるための配管は、定期的に内部の消毒を行う（1週間に1回以上）
  - ・ 集毛器は定期的な清掃を実施し、内部の髪・あか・ぬめり等を除去（毎日）
  - ・ 浴槽水は塩素系薬剤による消毒を行い、0.4mg/L以上の遊離残留塩素濃度を保持（これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒と他の方法と併用、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持）
  - ・ 浴槽水の水質検査を定期的実施（レジオネラ属菌検査について1年間に1回以上実施）
- 維持管理記録等を3年間保存【条例第3条第8号】  
(貯湯槽、ろ過器等の点検・清掃・消毒に関する記録、浴槽水の水質検査結果等)
- 営業施設ごとに管理者を設置【条例第3条第3項】

### ● 公衆浴場における浴槽水の水質基準【条例第3条第1項】

(49ページ参照)

## ＜旅館業法施行条例(抄)・旅館業法施行細則(抄)＞

### ● 構造設備基準【条例第7条第7号】

- ろ過器等<sup>\*1</sup>を使用して浴槽を循環させる場合
  - ・ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること
  - ・ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること  
(これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること)
  - ・循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること
  - ・浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること
  - ・入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること

### ● 維持管理基準【条例第4条第8号】

- 浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には清浄な湯水を十分に補給する
- 浴槽水は、1日1回以上換水する
- 施設の清潔保持、毎日1回以上掃除又は洗浄する
- 温泉を貯留する貯湯槽を使用するときの措置
- 貯湯槽内部の汚れ等の状況を随時点検し、定期的に清掃及び消毒を行う（1年に1回以上）【施行細則第7条】
- 貯湯槽内の湯を60℃以上に保持（これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行う）【施行細則第7条】
- ろ過器等<sup>\*1</sup>を使用して浴槽水を循環させるときの措置【施行細則第8条】
  - ・ろ過器は定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行う（1週間に1回以上）
  - ・浴槽水を循環させるための配管は、定期的に内部の消毒を行う（1週間に1回以上）
  - ・集毛器は定期的な清掃を実施し、内部の髪・あか・ぬめり等を除去（毎日）
  - ・浴槽水は塩素系薬剤による消毒を行い、0.4mg/L以上の遊離残留塩素濃度を保持（これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒と他の方法と併用、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持）
  - ・浴槽水の水質検査を定期的実施（レジオネラ属菌検査について1年間に1回以上実施）
- 維持管理記録等を3年間保存（貯湯槽、ろ過器等の点検・清掃・消毒に関する記録、浴槽水の水質検査結果等）
- 営業施設ごとに管理者を設置【条例第4条第12号】

### ● 旅館業における浴槽水の水質基準<sup>\*2</sup>【条例第4条第8号】

（49ページ参照）

※1：「ろ過器等」とは、①ろ過器を使用して浴槽水を循環している場合以外に、②ろ過器を使用せず、加温装置のみを経由させて循環している場合、③湯水を循環させて水流を発生させる装置を有する場合も含まれます。

※2：ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合の基準

## <プール等取締条例(抄)・プール等取締条例施行規則(抄)>

### ● 構造設備基準 【条例施行規則 別表 1-2】

- 循環配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素を連続注入する設備を設ける
- 循環水の吐出口はプール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設ける
- 貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は、容易に清掃及び消毒ができる構造とする

### ● 維持管理基準 【条例施行規則】

- 加温装置を設けて温水を利用する場合【別表 2-2】
  - ・ レジオネラ属菌検査を1年に1回以上実施
- シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所には飲用に適する水を使用する【別表 2-1】
- プール水は、貯水槽ごとに1年に1回以上全換水するとともに、清掃を行う【別表 2-2】
- 水位調整槽及び還水槽の清掃を1年に1回以上実施、点検を適宜行う【別表 2-2】
- 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所へ掲示 【別表 2-2】
- 施設ごとに管理者を設置 【条例第6条】
- 維持管理の記録等を3年間保存（天候、気温、水浴者数、水質検査結果、その他維持管理の記録等）【別表 2-1】

### ● 運用等通知による指導基準

- エアロゾルを発生する設備（気泡浴槽等）又は採暖槽、加温する設備（温水プール等）を設ける場合は、容易に清掃及び消毒ができる構造とする
- 定期的なろ過器、配管及び集毛器について洗浄及び消毒を実施
- 加温装置を使用する貯水槽の管理
  - ・ 衛生的に管理を行う、清掃及び消毒等を定期的に行う
  - ・ 採暖槽については、公衆浴場法に準じたレジオネラ症防止対策の措置を講じる
  - ・ 温泉水を原水として利用する施設は、貯湯槽の定期的な清掃、消毒を行うとともに、貯湯槽内の湯は、60℃以上に保つ等の公衆浴場法に準じたレジオネラ症対策の措置を講じる

### ● プール水の水質基準 【条例施行規則 別表 2-2】

（49 ページ参照）

# 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)

## ● 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査

- 第15条** 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。
- 2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。
- 3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前2項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。
- 4 第1項及び第2項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。
- 7 第4項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。
- 8 第4項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## ● 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

- 第27条** 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。
- 2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

## ● 物件に係る措置

**第29条** 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

## ● 質問及び調査

**第35条** 都道府県知事は、第27条から第33条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所若しくはあった場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前3項の規定は、市町村長が第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項又は第31条第2項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。

5 第2項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## ● 罰金

**第77条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 略

二 略

三 第15条の2第1項若しくは第15条の3第2項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

四 略

五 第27条第1項（第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第28条第1項（第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）、第29条第1項若しくは第30条第1項の規定（これらの規定が第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第31条第1項、第32条第1項若しくは第33条の規定（これらの規定が第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）による都道府県知事（保健所を設置する市及び特別区の長を含む。）の命令（第50条第1項の規定により実施される場合を含む。）に従わなかった者

六 略

七 第35条第1項（第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第50条第1項若しくは第5項の規定により実施される第35条第1項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項（第7条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、第44条の4第1項の規定に基づく政令によって適用される場合及び第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第50条第1項若しくは第5項の規定により実施される第35条第1項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

八 略

九 略

## 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱

平成 25 年 4 月 24 日 24 福保健環第 1910 号  
改正 平成 26 年 3 月 31 日 25 福保健環第 1677 号

### 第 1 目的

この要綱は、公衆浴場、旅館業施設及びプール（以下「公衆浴場等」という。）の浴槽水又はプール水からレジオネラ属菌が検出されたときの指導内容等を定め、もって公衆浴場等におけるレジオネラ症感染被害の発生及び拡大の防止に資することを目的とする。

### 第 2 用語

この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条に規定する公衆浴場をいう。
- (2) 「旅館業施設」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する旅館業の施設をいう。
- (3) 「プール」とは、プール等取締条例（昭和 50 年東京都条例第 22 号）第 2 条に規定するプールをいう。
- (4) 「営業者等」とは、公衆浴場法第 2 条の 2 に規定する営業者、旅館業法第 3 条の 2 に規定する営業者並びにプール等取締条例第 3 条の 2 に規定する許可経営者及び同条例第 5 条に規定する届出経営者をいう。
- (5) 「浴槽等」とは、公衆浴場及び旅館業施設における浴槽並びにプールに設けられた公衆に水泳又は水浴をさせるための貯水槽をいう。
- (6) 「通常監視」とは、保健所により実施される公衆浴場等への一斉検査等の立入検査であって、レジオネラ症患者発生時調査以外の調査をいう。
- (7) 「気泡発生装置等」とは、浴槽等に設置される気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。
- (8) 「レジオネラ症患者発生時調査」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づくレジオネラ症発生届があったとき、当該患者が利用した事実が確認された公衆浴場等に対して行われる同法第 15 条又は第 35 条の規定に基づく調査をいう。
- (9) 「浴槽水等」とは、浴槽に貯水されている水及びプール等取締条例第 3 条第 3 項第 4 号に規定するプール水をいう。
- (10) 「レジオネラ属菌が検出された」とは、検出限界 10 CFU/100mL 以下の精度で行った培養法によるレジオネラ属菌の水質検査において、レジオ

ネラ属菌が10CFU/100mL以上検出されることをいう。

(11)「改善措置」とは、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等、ろ過器及び配管等の設備を洗浄・消毒するなど衛生状態を改善するために行う措置をいう。

(12)「改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないこと」とは、改善措置後の行政によるレジオネラ属菌の水質検査において、遺伝子検査法で陰性であること又は培養法で10CFU/100mL未満であることをいう。

### 第3 保健所へのレジオネラ属菌検出の中間報告の通知

健康安全部環境保健衛生課長（以下「環境保健衛生課長」という。）は、行政検査における浴槽水等のレジオネラ属菌検査において、健康安全研究センターから、レジオネラ属菌が検出された旨の報告（中間報告）を受けた場合は、直ちに当該施設を管轄する保健所の生活環境安全課長（島しょ保健所にあっては当該施設を管轄する出張所副所長）にその旨を通知する。

### 第4 通常監視における水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合の保健所長による指導

公衆浴場等の通常監視における水質検査について、検査成績書を受けたとき、又は第3により環境保健衛生課長から通知があったときは、保健所長は、感染被害の発生を防止するため、営業者等に対し、検出菌数に応じそれぞれ次の事項について、指導書（第1号様式）を交付し指導を行う。

また、レジオネラ属菌の検出状況等によって、利用者への注意喚起を行うよう指導する。

#### 1 10CFU/100mL以上100CFU/100mL未満のとき

(1) 直ちに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等における気泡発生装置等を停止すること。当該気泡発生装置等は、改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで使用しないこと。

(2) 速やかに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等の改善措置を行うこと。

(3) 改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで、遊離残留塩素濃度を1.0mg/L程度に保持し、遊離残留塩素濃度の測定を毎時1回以上行うこと。

(4) 改善措置完了後は、改善措置報告書（第2号様式）及び維持管理計画書（第3号様式）を提出すること。

## 2 100CFU/100mL以上1,000CFU/100mL未満のとき

- (1) 直ちに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等における気泡発生装置等を停止すること。当該気泡発生装置等は、改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで使用しないこと。
- (2) 速やかに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等の使用を停止すること。当該浴槽等の改善措置を実施し、これが完了するまで使用を再開しないこと。
- (3) レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等の使用を再開する場合は、改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで、遊離残留塩素濃度を1.0mg/L程度に保持し、遊離残留塩素濃度の測定を毎時1回以上行うこと。
- (4) 改善措置完了後は、改善措置報告書（第2号様式）及び維持管理計画書（第3号様式）を提出すること。

## 3 1,000CFU/100mL以上のとき

- (1) 直ちに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等の使用を停止すること。当該浴槽等は、改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで使用しないこと。
- (2) レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等の改善措置を行うこと。
- (3) 改善措置完了後は、改善措置報告書（第2号様式）及び維持管理計画書（第3号様式）を提出すること。

## 第5 レジオネラ症患者発生時調査における水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合の保健所長による指導

レジオネラ症患者発生時調査における水質検査について、第3により環境保健衛生課長から通知があったときは、保健所長は、感染被害の発生及び拡大を防止するため、営業者等に対し、次の事項について、指導書（第1号様式）を交付し指導を行う。

また、レジオネラ属菌の検出状況等によって、施設の使用停止及び利用者への注意喚起を行うよう指導する。

- (1) 直ちに、レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等の使用を停止すること。当該浴槽等は、改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことが確認されるまで使用しないこと。
- (2) レジオネラ属菌が検出された系統の浴槽等の改善措置を行うこと。
- (3) 改善措置完了後は、改善措置報告書（第2号様式）及び維持管理計画書（第3号様式）を提出すること。

## 第6 改善の確認及び設備等の使用再開

- 1 保健所長は、第4又は第5により、気泡発生装置等又は浴槽等の使用の停止を指導したときは、指導の履行状況について、随時、現場確認を行う。
- 2 保健所長は、第4又は第5により指導した営業者等から改善措置を実施した旨の連絡を受けたときは、立入検査を実施し、改善措置の内容を確認するとともに、培養法及び遺伝子検査法によるレジオネラ属菌の行政検査を行う。
- 3 保健所長は、第4の1又は第4の2の指導を行ったときは、改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないことを確認した場合に、当該系統の浴槽等における気泡発生装置等の使用再開を認める。
- 4 保健所長は、第4の3又は第5の指導を行ったときは、次に定める事項を確認した場合に、当該系統の浴槽等の使用再開を認める。
  - (1) 改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないこと。
  - (2) 改善措置報告書（第2号様式）及び維持管理計画書（第3号様式）が提出されていること。

## 第7 不利益処分を受けた公衆浴場等の営業再開又は施設の使用再開

- 1 保健所長は、レジオネラ属菌の検出に係る法律又は条例の違反により不利益処分を受けた営業者等から、改善措置を実施した旨の連絡を受けたときは、立入検査を実施し、改善措置の内容を確認するとともに、培養法及び遺伝子検査法によるレジオネラ属菌の行政検査を行う。
- 2 保健所長は、次に定める事項を確認した場合は、当該系統の浴槽等の使用再開を認める。ただし、施設の使用再開は不利益処分期間の終了後とする。また、不利益処分期間内に次の事項が確認できなかった場合は、不利益処分期間の終了後も引き続き、当該系統の浴槽等を使用しないよう指導する。
  - (1) 改善措置後の行政による水質検査でレジオネラ属菌が検出されないこと。
  - (2) 改善措置報告書（第2号様式）及び維持管理計画書（第3号様式）が提出されていること。
- 3 保健所長は、不利益処分を受けた公衆浴場等が営業又は施設の使用を再開するときは、再開届（第4号様式）の提出を求める。

## 第8 重点監視施設

保健所長は、レジオネラ属菌が1,000 CFU/100mL以上検出された施設について、重点監視施設として、適宜、報告の徴収又は立入検査により維持管理状況を確認するとともに、次のとおり定期的な水質検査の実施を指導する。

- (1) 営業又は施設使用の再開日から1箇月以内に、レジオネラ属菌が検出された浴槽等についてレジオネラ属菌の自主検査を実施すること。
- (2) (1)の自主検査の実施日から1年間、2箇月以内に1回、当該浴槽のレジオネラ属菌の自主検査を実施し、検査結果を保健所に報告すること。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

第 号  
年 月 日

営業者等氏名

保健所長印

## 指 導 書

年 月 日に行った水質検査において、浴槽水等からレジオネラ属菌が検出されました。レジオネラ症の感染のおそれがあるので、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

### 記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 施設 の 業 種
- 4 浴槽等の名称及び検出菌数
- 5 必 要 な 措 置
- 6 そ の 他

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

電 話 ( )

〔法人にあつては、名称、事務所の所  
在地及び代表者の氏名〕

## 改 善 措 置 報 告 書

年 月 日付 第 号による指導に基づき、下記のとおり改善措置を実施したので報告します。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 施設 の 業 種
- 4 浴 槽 等 の 名 称
- 5 改善措置の内容

指導事項	改善の方法及び改善（又は措置）年月日
備 考	

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

電 話 ( )

〔法人にあつては、名称、事務所の所  
在地及び代表者の氏名〕

## 維 持 管 理 計 画 書

年 月 日付 第 号による指導に基づき、本書を提出します。  
今後は、下記のとおり管理いたします。

記

- 1 施 設 の 名 称
- 2 施 設 の 所 在 地
- 3 施 設 の 業 種
- 4 維 持 管 理 の 内 容

維持管理事項	管理の方法等
備 考	

年 月 日

保健所長 殿

住 所

氏 名

電 話 ( )

〔法人にあつては、名称、事務所の所  
在地及び代表者の氏名〕

## 再 開 届

年 月 日付 第 号により、(営業停止・必要措置・使用停止) 命令を受けた施設について、下記のとおり使用を再開いたします。

### 記

1 施設 の 名 称

2 施設 の 所 在 地

3 施設 の 業 種

4 再 開 予 定 日 年 月 日

5 備 考

# 例

## 利用者の皆様

平成 年 月 日に東京都〇〇〇〇保健所が行った行政検査において、レジオネラ属菌が検出されました。

レジオネラ症の発生を防止し、皆様に安心してご利用いただくため、現在、下記の措置を講じておりますので、しばらくの間ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 安全が確認されるまで、男性浴室〇〇の湯及び女性浴室××の湯の使用を中止します。
- 2 上記1の施設をご利用された方で咳や発熱などの症状が出た方は、念のためレジオネラ属菌が検出された浴槽を利用した旨を告げ、診察を受けてください。

平成 年 月 日

施設経営者 ○ ○ ○

施設名称  
施設所在地  
営業者

循環式浴槽等維持管理状況報告 ( 月分)

循環式浴槽等の維持管理状況について、下記のとおり報告します。

記

◎ 維持管理状況点検結果等

	点 検 項 目	チェック
1	浴槽水の遊離残留塩素濃度は 0.4mg/L 以上を保持しているか。	
2	浴槽水は、1日1回以上換水しているか。	
3	集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去しているか。	
4	ろ過器は、1週間に1回以上の頻度で逆洗浄等を行い、内部の消毒を実施しているか。 ◇今月の実施日：	
5	浴槽水の循環配管は、1週間に1回以上の頻度で内部の消毒を実施しているか。 ◇今月の実施日： ----- ◇配管消毒の方法：薬 剤：薬品名( )濃度( )処理時間( ) 高温水：温 度 ( °C) 処理時間 ( )	
6	浴槽水のレジオネラ属菌の水質検査を1年以内に1回以上実施しているか。 ◇実施日 (今月実施した場合)： ◇年間実施予定月 (該当月に○)：1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12月	
7	温泉を貯留する貯湯槽について、内部の汚れ等の状況を随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行っているか。 ◇実施日 (今月実施した場合)：	
8	温泉を貯留する貯湯槽内の湯温は、60℃以上を保持しているか。また、60℃以上に保持することが困難な場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行っているか。 ◇管理方法 (該当する方に○)：温度管理・塩素剤管理	
備考		

<b>【チェック方法】</b> ○：適 合 レ：不適合 (不適合の具体的な内容や改善状況等を備考欄に記入してください) -：該当なし	報告者名
	電話番号
	F A X

◎ 添付書類

- 1 遊離残留塩素濃度測定記録結果 (直近の配管消毒実施日の前日分)
- 2 レジオネラ属菌検査結果 (実施月)

※ レジオネラ属菌検査を実施した月は、結果が判明次第、速やかに報告してください。

※ 添付書類は、ろ過器等を設置している全ての循環式浴槽について提出してください。

【提出先】東京都 保健所 生活環境安全課 環境衛生第 係  
〒 電話 FAX

東京都 保健所長 殿

施設名称

施設所在地

経営者  
(管理者)

## プール維持管理状況報告 ( 月分)

プールの維持管理状況について、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 プールの水質検査結果 別紙写しのとおり
- 2 水質検査実施日の残留塩素濃度測定結果 (プール日誌) 別紙写しのとおり
- 3 その他の検査結果 別紙写しのとおり  
 ( レジオネラ属菌検査結果 (加温プール及び採暖槽のみ) 【1回/年】 )  
 ( 二酸化炭素測定結果 (屋内プールのみ) 【1回/2ヶ月】 )
- 4 維持管理状況点検結果

点 検 項 目	チェック
プール水は、貯水槽ごとに全換水したか。その際、貯水槽内開口部の安全を確認し、また、貯水槽の清掃を行ったか。【1回以上/年】	
閉場後直ちに、貯水槽内開口部の安全等、施設全体を点検し異常の有無を確認しているか。	
救命器具は、適宜点検を行い、直ちに使用できる状態で監視所に保管しているか。	
足洗い場及び腰洗い槽には、常に適量の塩素剤を入れているか。また、随時水を入れ替え清浄に保っているか。	
水位調整槽及び還水槽の点検を適宜行い、1年に1回以上清掃を行っているか。	
薬剤保管容器に名称を記載し、薬剤ごとに保管しているか。	
薬剤の補充を実施する係員に、必要な知識を習得させているか。	
救護のために、緊急時の連絡体制を整え、監視人に研修及び訓練を行っているか。	
利用者の見やすい場所に、水質検査及び構造設備点検の結果を表示しているか。	
プール日誌を毎日記録し、3年間保存しているか。	
常に整頓し、水泳者が利用する場所は、1日に1回以上清掃しているか。	
備 考	

## チェック方法

- : 適合
- ✓ : 不適合 (不適合の具体的な状況は備考に記入してください)
- : 該当なし

報告担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 浴槽水の消毒・入浴設備の日常点検記録票(例)

年 月分

点検日		遊離残留塩素濃度の測定 (mg/L) ※				集毛器の 清掃	ろ過器・配 管の消毒	消毒薬の 使用量
日	曜日	開始後	中間時	終了前	終了後の配管 消毒時の濃度			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

※測定方法：(DPD法・ )

プール日誌（許可プール用例示）

責任者	点検者	測定者

平成 年 月 日（ ） 天候（ ）

水 質 管 理 及 び 利 用 状 況										
時 刻	気 温 (室温) ℃	水 温 ℃	遊離残留塩素濃度 m g / ℓ		入 場 者 数	水 泳 者 数	塩素剤 投入量	p H		
			プ ー ル	腰洗い槽等						
9:00										
10:00										
11:00										
12:00										
13:00										
14:00										
15:00										
16:00										
17:00										
18:00										
19:00										
合 計					人	人	g			
プ ー ル の 換 水 状 況 等										
新規補給水量		m <sup>3</sup> /日								
ろ過装置	運転状況	時から		時まで						
	逆洗	時から		時まで (逆洗水量		m <sup>3</sup> /日)				
塩素剤の 使用量	プール水	比例注入 (薬品名 )		mℓ/分 (		ℓ/日)				
		固形剤 (薬品名 )		g/日						
	腰洗い槽	固形剤 (薬品名 )		g/日						
	足洗い槽	固形剤 (薬品名 )		g/日						
清掃 状 況	更衣室			点 検 等 状 況	水質検査及び構造設					
	洗面所・便所				備の点検結果揭示					
	足・腰洗い槽				洗眼器・シャワー					
	採暖槽				ろ過・滅菌装置					
	プールサイド				貯 水 槽 内	循環水取入口				
	プール本体					排 水 口				
			吐 出 口							
備考										



#### 引用・参考文献

- 1) 「公衆浴場・旅館業・プールにおけるレジオネラ症防止対策」(平成 23 年 3 月 東京都福祉保健局)
- 2) 「改定二版 知っていますか?レジオネラ」(平成 14 年 11 月 東京都健康局)
- 3) 「プールの安全・衛生の管理」(平成 20 年 5 月 東京都福祉保健局)
- 4) 「社会福祉施設管理者のための環境衛生設備自主管理マニュアル～維持管理の手引～」(平成 17 年 2 月 東京都福祉保健局)
- 5) 「まぜるな危険!～プール塩素ガス発生事故に備えて～」(平成 24 年 3 月 東京都多摩府中保健所)
- 6) 「第3版 レジオネラ症防止指針」(平成 21 年 3 月 財団法人ビル管理教育センター)
- 7) 「水泳プール総合ハンドブック」(平成 24 年 2 月 公益社団法人日本プールアメニティ協会)
- 8) 「建築物におけるレジオネラ症対策」(平成 19 年 5 月 社団法人全国建築物飲料水管理協会)
- 9) 東京都福祉保健局ホームページ  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/index.html>
- 10) 国立感染症研究所ホームページ  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- 11) 厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/index.html>

公衆浴場・旅館業・プール施設管理者のための  
レジオネラ症防止自主管理マニュアル

平成 26 年 3 月発行

登録番号 (25) 384

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課  
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 (5320) 4391 (直通)

印刷 社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場

この印刷物は石油系溶剤を含まないインキを使用しています。